

[事案 30-71] 解約無効請求

・平成 30 年 12 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

解約となった契約について、自身が解約請求をしていないことを理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 11 月に契約し、平成 29 年 12 月に解約となった終身保険について、以下の理由により、解約を無効としてほしい。

- (1)解約請求書は第三者が勝手にサインして押印したものである。
- (2)解約時には配偶者と別居しており、解約請求書の郵便物を受け取り、書類にサインすることは不可能である。
- (3)配偶者と別居し仲が悪いにもかかわらず、解約返戻金を配偶者の口座に振込依頼するはずがない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解約請求書は、申立人が予め指定した契約者通信先へ送付しており、返送された解約請求書の署名は別人の筆跡と判定されるものではなかった。
- (2)解約返戻金の送金先口座は、契約時から保険料振込口座として申立人が指定した口座である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、解約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下等の理由により、本解約請求が申立人の意思に基づくものとは認められないことから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は事情聴取において、解約請求書の作成はしておらず、解約請求書のことは知らなかったと述べている。また、解約請求書によれば、契約者欄に申立人の氏名等が記入されているが、筆跡は申立人の筆跡と似ているものの、第三者が申立人の字に似せて書いた可能性もあり、申立人が書いたものと断定することはできない。
- (2)募集人は、解約請求手続に関し、申立人配偶者と連絡しているが、直接申立人への連絡を一度もしておらず、申立人が解約請求書に関与していたとは認められない。
- (3)募集人から解約請求書用紙が郵送されたときには申立人はすでに自宅に立ち入ることができなくなっていると思われること、申立人は配偶者との間で夫婦関係の紛争中であり、配偶者から本解約請求に関する事実が伝えられたとは考えにくいこと、本解約請求の前に別件解約請求書が筆跡相違にて無効になっていること、更に、申立人が転送された解約手続完了に係る通知文書を受け取ってすぐに保険会社に異議を申し出ている。